

第 1 2 9 2 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 5 年 7 月 2 5 日 木曜日

開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 2 時 3 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀
委 員 奥野 史子
委 員 星川 茂一
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 1 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 2 9 1 回京都市教育委員会会議の会議録について, 全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 1 1 件 報告 2 件

イ 非公開の承認

議案 7 件については, 市議会議案及び人事に関する案件であるため, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 議案事項

議第 8 号 平成 2 6 年度に京都市立高等学校において使用する教科書採択について

(事務局説明)

○三宅 学校指導課担当課長

本年度は, 昨年度に引き続き全ての教科において, 新学習指導要領と従来の学習指導要領に基づいた教科書を選定することに伴い, 第 1 部と第 2 部に分け, 構成している。

第 1 部では, 新学習指導要領に基づき編集された教科書から選定されたものであり, 平成 2 6 年度に第 1 学年および第 2 学年となる生徒の全ての教科と第 3 学年となる生徒の数学及び理科を対象としている。また, 第 2 部は, 従来の学習指導要領に基づいて編集された教科書から選定されたものであり, 第 3 学年の数学と理科以外の教科を対象としている。

続いて, 「教科書採択に関わる基本方針」の議決をいただいた 4 月 1 8 日の教育委員会

からの経過と今後の予定について、教育委員会での「基本方針」の議決後、それに基づき教育長が「選定方針」を決定し、教科書選定委員会へ教科書選定について諮問した。その後、５月３０日と７月９日の２回の選定委員会、さらに、各教科の調査研究委員会において本市立高校の実情に即した最も適切な教科書について熱心かつ慎重な調査審議が行われた。また、５月３１日から７月３日まで、法定の教科書センターである京都市総合教育センターと京都アスニーで教科書展示会を実施。こうした多くのプロセスを経て、選定教科書一覧表が教育長に答申された。

本日、平成２６年度使用の教科書の採択について、議決いただいた後、採択された教科書の中から、各学校が来年度使用する教科書を決定する予定である。

今年度選定した教科書は、来年度発行される文部科学省検定済教科書１，２５２点及び文部科学省著作教科書９０点、計１，３４２点の教科書の中から、関係する教科・科目に係る教科書１，０４６点のうち１３教科３５０点を選定している。これらの選定教科書は、原則として教科書発行者の届け出に基づき、文部科学省が発行し、「平成２６年度使用高等学校教科書目録」に掲載されている。

次に、各教科の選定の観点及び理由について、まず、普通教育に関する各教科であるが、国語科の各科目については、生徒の学力向上を図ることができる教科書として、基礎的・基本的な学力の充実を図るもの、主題学習からテーマ・文脈を読み解く発展的な力を育成するものなど３５点を選定した。

地理歴史科については、全日制普通科においては各校の教育目標に込えられるもの、職業系、芸術系の専門学科や定時制においては生徒が興味関心を持ち主体的に取り組むことを重視して３６点を選定した。

公民科については、１７点を選定した。とくに公民科は現代社会における様々な問題を扱う教科内容であるため、単に知識を取りあげるだけでなく、多面的・多角的な視点を育成する内容であるか、統計・資料等が豊富で的確であるか、という点から選定を行った。

数学科については、各校の実態や目標に応じて、計算力や論理的思考力、正確な計算力など多様な数学的能力を養うことができ、論理的に課題を解決する力を育成できる内容であるか、例・例題が精選されているか、等の観点から３０点を選定した。

理科については、今まで以上に実験・観察を通した探究活動・課題研究の内容や方法がより詳細に記述されているか、持続可能な地球環境を意識した題材を扱い、環境保全に関する実体験が実感できたうえで知識が習得できるか、といった観点から、４０点を選定した。

保健体育科については、資料や配色が工夫され、生徒の学習意欲を高める内容となっているか、個人および社会生活における健康、安全について理解を深め自発的な学習態度を育成できる内容となっているかという観点などから４点を選定した。

芸術科は音楽・美術・工芸・書道の４科目になりますが、各校において設置されている科目や学年が異なるので、各校の現状に配慮し、２６点を選定した。

外国語科については、各校の教育目標、進路目標、生徒の実態等にあわせて、生徒の知的関心・興味を誘い、学力の充実や異文化への理解を図るとともに、自主的・意欲的に深く考えさせるような幅広い題材を含んだ教科書を４９点選定した。

家庭科の「家庭基礎」「家庭総合」については、男女共修の必修科目であることから、

生活に必要な知識と技術を習得するとともに、生徒が主体的に生活を設計でき、生涯を見通した自己の生活を考えることができるかといった新しい観点で12点を選定した。

情報科においては、生徒の関心・意欲を引き出し、情報活用能力を十分に高めることができるか、著作権・情報モラル・セキュリティ教育やネットワーク上での情報発信・情報収集等、情報の特徴と情報化が社会に及ぼす影響について理解を深めることができるかという観点から6点を選定した。

次に専門教育に関する各教科について、工業科では、工業に関する基礎的事項を習得できるか、最新の技術がバランスよく紹介されているか、資格取得などにも対応できているかなどの観点から、現代社会における工業の意義や役割を理解でき、生徒の進路保障なども考慮して、計81点を選定した。

商業科においては、記述が平易でわかりやすいか、図表や例題が適切に配置されており、文例や文章問題などもバランスよく配置されているか、実社会と関連深い内容が多く取り入れられているかという観点から、入門から応用まで幅広く対応できるものを9点選定した。

家庭科においては、「発達と保育」「被服製作」「フードデザイン」「児童文化」が主な内容の柱とされており、わかりやすさや練習問題の豊富さなど基礎的な知識や技術の習得を主眼としたもので、事象が多角的に幅広く取り扱われ、生徒の興味関心をひきやすいものであるかという観点から5点を選定した。

以上、13教科、350点の選定教科書の中から、京都市立高等学校の管理運営に関する規則に基づいて、それぞれ実際に使用する教科書を各校校長が決定することになる

(委員からの主な意見)

- 新学習指導要領と従来の学習指導要領の違いはどのような面で見られるか。また、各市立高校が採択する教科書会社は毎年変化するのか。
- 選定された教科書について、基準等はあるのか。選定されていない教科書もあるが、より良いものを尊重するという方向性か。
- 東京都教育委員会が日本史教科書の国旗国歌法に関する記述について問題視し、使用は不適切と議決した報道があったが、市教委としての見解はどうか。また、本市の採択教科書には含まれているか。
- 今年採択された教科書の特徴はあるのか。あるとすればどういった箇所か。
- 教科書を選定する際、教科書内容について、十分に精査することが重要であると考えている。その他に気を付けたことはどういった点か。

(事務局)

- 新しい学習指導要領に基づく教科書は、従来の学習指導要領の基本部分を継承しつつ、言語活動の充実など新たな内容が盛り込まれ、幅広く生徒の実態に合わせることができる内容となっている。国語総合では、伝統的な言語文化に関する記述など、幅広い分野を取り上げ編集されている。各市立高校が毎年使用する教科書会社は基本的には変化しないが、記述内容に目を向けるとエネルギー、原発問題等に毎年変化が見られる。
- 市立高校は多様な学科を設置しており、教科書を選定する際は各校それぞれの特色や

実状に合わせる形をとっている。基準などは特に設けていない。

○都教委が問題としている記述は国旗国歌法の国旗掲揚・国歌斉唱について「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」とした部分である。この記述に対しては、文部科学省の検定を通過しているが、正確に書かれていないというのが本市の見解である。

また、問題となっている教科書は本市においては採択されていない。

○新学習指導要領に基づき編集された教科書については、ページ数の増加、記載内容の詳述が昨年度から継続されている。また、領土問題や原発についての問題を取り上げる教科書数が増加している。

○教科書を選定する際、内容を精査することはもちろんのこと、各選定委員には今年度、いかに生徒の学力向上に寄与できるかという視点を持ち取り組んでいただいた。最も時間を割き苦勞なされたのもこの点であると聞いている。

(議決)

委員長が、議第 8 号「平成 26 年度に京都市立高等学校において使用する教科書の採択について」の採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議題 9 号 平成 26 年度に京都市立小・中学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の採択について

(事務局説明)

○ 大黒 総合育成支援課長

小・中学校の育成学級及び総合支援学校の児童生徒の教科書は、次に挙げる 3 種類の中から教科書として使用している。児童生徒の発達の段階や障害の程度に応じて、

1. 文部科学大臣の検定を経た検定教科書
2. 文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作教科書
3. 学校教育法附則 9 条に基づく絵本等の一般図書 以上 3 種類である。

教科書採択に関わる基本方針については、4 月 18 日の教育委員会で議決された 4 点であるが、この 4 つの基本方針を十分に踏まえ、特に学校教育法附則 9 条本の選定においては、

1. 児童生徒の障害の状態や発達段階を踏まえたものであること
2. 個別の指導計画に幅広く生かすことができるものであること
3. 系統的に編集されており、且つ教科の目標に沿うものであることを念頭に選定している。

本日、採択していただく教科書については、小学校・中学校・高等学校で採択された検定教科書に加え、総合支援学校高等部独自で使用する検定教科書と、平成 22 年度(前回の採択時)に小・中学校育成学級教科書選定委員会及び総合支援学校教科書選定委員会で選定し、平成 25 年度に使用する教科書として採択されたものの中から、供給不能・絶版により供給できなくなった図書を除いたものである。

具体的な点数については、小学校育成学級・総合支援学校小学部用として 271 点(著作本 10 点、一般図書 261 点)中学校育成学級・総合支援学校中学部用として 203

点（著作本 3 点，一般図書 200 点）総合支援学校高等部用として 263 点（追加検定本 21 点，一般図書 242 点）の合計 737 点（著作本 13 点，一般図書 703 点，追加検定本 21 点）である。

（委員からの主な意見）

- これまでから，必要な情報は適宜提供してもらっているが，基本方針や採択に係る流れについては，教育委員会議での説明資料として新たに作成してもらった方が分かりやすい。
- 特別支援教育のあり方が変わってきている中，どのように教科書を活用していくべきかについて，我々にも教えていただいて，前向きに発信していきたいと考えている。
- 採択結果と方針との間のつなぎのための資料が必要。総合支援学校は小中学校のように 1 種類ではなく一人一人のために選択している分，誤解を受けやすいので，個々の子どものために毎年，選んでいるということをしっかりと発信していきたい。

（事務局回答）

- 今回の育成学級及び総合支援学校で使う教科書については，毎年度，選定委員による選定作業を行って選定しているわけではなく，現在，使用している教科書等から供給不能本等を除いて，同じ種類のものを追認するという方法をとっている。
なお，4 年に 1 回，選定委員による選定作業を行っており，来年がそれにあたる。
- 選定にあたっては，とりわけ，絵本等の一般図書については，小学部，中学部，高等部それぞれで一点一点使用可能かどうかを確認し，それぞれに採択理由等を説明させていただいている。
- 来年は 4 年に 1 度の採択の機会でもあり，方法等について改めさせていただく。

（議決）

委員長が，議題 9 号「平成 26 年度に京都市立小・中学校育成学級及び総合支援学校において使用する教科書の採択について」に対して，採決を行い，各委員「異議なし」を確認。

議第 10 号 通学区域の変更について

（事務局説明）

○ 山本 調査課長

平成 23 年 11 月市会定例会において可決された京都市立小学校条例の一部を改正する条例の施行により，平成 26 年 4 月 1 日から，京都市立一橋小学校，月輪小学校，今熊野小学校を統合し，新たに京都市立東山泉小学校を設置する。

これに伴い，東山泉小学校の通学区域を新たに設定する必要がある，現在の 3 小学校の通学区域を東山泉小学校の通学区域として，設定させていただきたい。なお，平成 26 年 4 月に京都市立月輪中学校は京都市立東山泉中学校に名称が変更されるが，通学区域に変更はない。

(委員からの主な意見)

- 東山泉小中学校はこのように呼ぶのか。実質的に東学舎を使うのは中学校か。
- 通学区域の中で一番遠いところでどれくらいか。通学距離が延びることに対して保護者から心配等の意見はないか。
- 最近他都市で子どもが学校の外に出た際の事件が続いたが、開かれた学校って何だろう、と考えさせられた。子どもは学校だけでなく、地域の保護者の協力のもと守らないといけないと今までもやってきたが、そういう取り組みが再度注目されるとよい。

(事務局)

- 条例上は西学舎が東山泉小学校、東学舎が東山泉中学校ということになるが、小中学校の施設を併用して使用するので、東山泉小中学校としている。東山泉小中学校は5・4制を採用していることもあり、小学校も中学校もどちらも使用することになる。
- 概ね西学舎、東学舎とも2キロ圏内で20分から26分程度である。ただし、坂があるので、登校時、下校時でかかる時間に違いがある。保護者から心配などの意見等については、特には聞いていない。子どもたちの通学安全に関しては地元の「統合協議会」を中心として検討を進めていたが、通学安全は最重要課題として地域や保護者・学校長等で構成する「通学路検討委員会」を設置し、東山警察、東山区役所、近隣の大谷中高等学校や日吉ヶ丘高校等にオブザーバーとして参画いただき検討を進め、危険箇所等の改善を求める「通学要望書」をまとめていただき、今年2月に地元代表者から東山警察署及び東部土木事務所に対して要望書を提出した。現在、地域や保護者での通学安全見守り支援の体制について検討いただいている。来年1月か2月頃には見守り支援のもと児童・生徒による通学リハーサルを実施する予定である。
- 「統合協議会」で自治連会長から、「地域の子どもたちの安全は地域や保護者で見守っていくのが当然のこと」と力強い発言があった。行政としてこの言葉に甘えることなく、地域や保護者、学校としっかり連携をしながら子どもたちの安全確保に努めてまいる。

(議決)

委員長が、議第10号「通学区域の変更について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

報第3号 京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正について

(事務局説明)

○ 東 教職員人事課長

本件については、先に京都府で「平成25年度に限り、教職員の夏季休暇日数を4日から5日に拡大する」という変更を行う旨の通知があり、本市給与負担の教職員についても、夏季休業取得時期までに同様の勤務条件へと変更するために、教育委員会通則第14条の規定による教育長専決処分としていることを承知いただきたい。

今回の規則改正により、府並教職員についても、7月から9月の間でこれまでは「4

日以内」で取得可能としていた夏季休暇を平成25年度に限り、「5日以内」へと拡大することとなる。

府並教職員とは、幼稚園や高等学校の教職員等、市費負担ではあるが勤務条件は府費負担教職員と同様の取扱いとしている者を指す。改正規則は、平成25年7月4日施行、同日適用としている。

(委員からの主な意見)

○教職員の夏季休暇の取得状況はどのようになっているか。

○「5日以内」への拡大は今年度限りか。来年度はどうなるのか。

(事務局)

○毎年お盆の時期に全市立学校園で5日間の学校閉鎖日を設けており、多くの教職員はそこで夏休を取得するか、年休と合わせて別の時期にリフレッシュ等のため取得している。

○平成25年10月1日以降は、再び「4日以内」に戻る形の改正規則としており、今年度限りの措置としている。来年度については、京都府において別途検討されると聞いている。

(議決)

委員長が、報第3号「京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

エ 非公開の宣言

委員長から、以下の議案7件について、会議を非公開とすることを宣言。

第11号 教職員の人事について

(事務局説明)

○ 東 教職員人事課長

7月5日早朝の交通事故で音羽中学校校長がお亡くなりになられたため、その後任人事について発令を行い、学校の体制を整えたいと考えている。

後任として、中京中学校の教頭を音羽中学校校長に昇任させ、教頭の後任として、蜂ヶ岡中学校主幹教諭を中京中学校教頭に昇任させたい。この2名については、どちらも昇任試験に合格した、校長名簿登載者、教頭名簿登載者である。

なお、主幹教諭が欠員となる蜂ヶ岡中学校には、別の教務主任が配置されており、また、学校長の意見を踏まえ、講師の配置等を行うことで、今後の学校運営に支障が出ないよう体制を整えていきたい。

本日の議決をいただけたとすれば、この後に内示を行い、7月31日に辞令式を実施し、8月5日付で発令・着任としたいと考えている。

学校の状況としては、教頭を中心に何とか運営を維持してもらっているところである。

(委員からの主な意見)

○生徒たちにも身近な校長先生の死亡ということで、説明はどのように行われたか。命

に関わる話であり、生徒の心理面にも配慮して、丁寧に対応をお願いする。

(事務局)

○交通事故が金曜日の早朝であり、教頭が本人確認をしたうえで、午後に教職員に周知され、翌週月曜日に全校集会を開き、教頭から事情を説明した。校長先生との関わりが多かった生徒など、涙を流すものも見られたとのことであった。学校に配置されているスクールカウンセラーの方を中心に、生徒の心理面のケア等の対応にあたっている。

(議決)

委員長が、第11号「教職員の人事について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第12号 京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第13号 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を改正する条例の制定について

議第14号 京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例の制定について

議第15号 京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第16号 京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例の制定について

議第17号 京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明)

○ 的山 総務課長

議題12号～17号までの「公の施設の使用料等の適正化に係る条例改正」について一括で説明する。議案も配布しているが、議案の内容をまとめた、「公の施設の使用料等の適正化に係る条例改正について」という教育委員会説明資料に基づき、説明させていただく。

改正理由について、公の施設の使用料等の取扱いについて、行財政局法制課からの指摘を踏まえ、教育委員会の6つの施設について、規定整備を行い、適正化を図るものである。

行財政局法制課からの指摘は、公の施設の使用料等については、本来、地方自治法により条例で定めることとなっており、条例で規定すべきにも関わらず、できていない事例が全市的に散見されており、不適切な現状を速やかに是正する規定整備を行う必要があるというものである。代表的な事例として、

- ・「試行実施」等の名目のもと、長期にわたり、条例で定めた金額と異なる使用料を徴収している。
- ・個別具体的な審査を行うことなく、身体障害者手帳の保持や年齢要件といった客観的な基準に基づき、使用料を一律に減額または免除している。

といった事例について、条例で規定することにより、全市的に規定を統一するなど適正

化を図るものである。

なお、本件については、全市的な条例改正であり、市全体では約40の施設の条例について、改正が行われる予定になっている。

続いて、教育委員会の該当施設及び改正内容について説明する。教育委員会においては、教育相談総合センター（パトナ）、こどもみらい館、学校歴史博物館、青少年科学センター、花背山の家、京北山国をの家の6つの施設について、使用料等を条例で規定する整備を行う。それぞれの施設の改正対象は、身体に障害のある方に対する使用料の免除や、児童生徒の施設使用料の減免等について、これまで、市長決裁で決定していたものを、条例で規定するものである。

なお、今回の改正は、実体に変更が生じるものではなく、純粋な規定整備であり、利用者に影響が生じるものではない。

また、今後については、9月市会に本件条例改正を付議する予定である。条例の施行については、平成26年4月1日の予定であるが、実体に変更が生じないことから、全市的な状況を踏まえ、議決後速やかに施行する可能性もある。

（委員からの主な意見）

- 今回の改正は、これまでから規定されているものなのか。
- 市長決定との違い及び具体的な額の規定方法は。
- 現行の規定方法における影響は。

（事務局）

- 今回の改正は、これまでから市長決裁等で規定されているものであるが、条例で規定することが法律上適正な取扱いであることから、改正を行う純粋な規定整備である。
- これまでは、条例において「市長は、特別の理由があると認めるときは」という文言で全ての減免規定を包括していたが、それが不適切との指摘があったため、条例においてそれぞれの減免理由を規定するものである。ただし、具体的な使用料の額等については、これまでどおり市長決定等で規定する。
- 住民監査請求の対象になることや、損害賠償責任が生じる可能性があり、適正化を図る必要がある。

（議決）

委員長が、議題12号～17号に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

オ 公開の宣言

委員長から、以下の事項について、会議を公開とすることを宣言。

カ 報告事項

「人づくり21世紀委員会からの提言（平成25年6月）」について

（事務局説明）

○ 俣野 家庭地域教育支援課長

人づくり21世紀委員会では、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」第31条の見直し規定に基づき、「憲章の実践に関する緊急の方策（緊急課題）」を中心に条例見直しの是非を検討してきたが、規制等による条例の改正を求める声はなかった。

緊急課題等の解決には、憲章の認知度の向上や親学びの機会・場所の拡充、京都市での新たな子育て支援システムの構築等が必要との結論となり、平成25年6月24日、「人づくり21世紀委員会からの提言」を第1回幹事会で市長に提出した。

提言については、条例にある7つの緊急課題のうち、「児童虐待」「いじめ対策」「インターネットの不適切利用対策」について作成するとともに、これらに共通する課題を踏まえて、「京都市に求める今後の取組」「すぐにできる 子どもを共に育む京都市民憲章の実践」「人づくり21世紀委員会ができること」という観点からも提言を作成。

今後は、本提言を踏まえ、「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」の場において、条例改正等の必要性の是非、憲章の実践の推進に向けた方策等が検討される。

緊急課題のひとつである「いじめ対策」については、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」の条例設置や「いじめ防止基本方針」の策定等に取り組むこととなるが、庁内での検討状況等を必要に応じて推進協議会にも報告し、議論いただく。

人づくり21世紀委員会としても、この提言を踏まえ、憲章の認知度向上に向けたキャンペーンの実施やいじめや虐待、SNSなど昨今の課題や社会情勢を市民が学ぶ機会の創出などに努めていく。

(委員からの主な意見)

○「いじめ問題対策連絡協議会」は新たな条例による設置となるのか。

○インターネットの不適切利用対策等について、事業者による自主規制等はどのようになっているか。

○市民憲章や憲章条例は全国的に見ても非常に珍しい取組。京都市は、市民総体で「子どもたちを育てている」ということをもっと声高にアピールしてもよいのではないか。

○子どもにとって一番身近な大人は親。親子が様々な問題について率直に意見を交わせる環境づくりが必要。

(事務局)

○現在、検討段階ではあるが、別の新たな条例による設置となる。

○「青少年インターネット環境整備法」や「京都府青少年健全育成条例」に基づき、青少年が使用する携帯電話等については、フィルタリングが義務化されている。最近急速に普及しているスマートフォンについては法令の対象外。対策が必要であることに変わりはないので、「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」で、事業者に対して販売時にフィルタリング設定等を推奨することを確認し、自主的に取り組んでもらっている。

(事務局説明)

○ 三宅 学校指導課担当課長

5月9日の教育委員会で報告のとおり、京都市教育委員会では、市立高校生に「高い語学力」「コミュニケーション能力」「幅広い教養」を身につけるため、本年度新たに「グローバル・コミュニケーション力」育成プロジェクトの一環で「市立高校生グローバルリーダー育成研修」を実施している。

この事業は、国内での事前研修、海外研修、国内での事後研修の3段階からなるもので、7月20日(土)には、全4回の事前研修を終え、いよいよ明後日27日(土)に米国シアトルへ向けて出発する。

事業の応募状況であるが、定員20名のところ、58名もの応募があった。各校での一次選考を通過した27名から委員会で最終参加者を決定したが、いずれの応募者も優秀で、急きょ定員を22名に増やした。参加メンバーは、専門学科から普通科高校まで幅広い参加者となっている。選考の基準は英語や学力だけでなく、積極性やバイタリティも含め、幅広い観点で選考した。代表生徒たちがともに刺激を受け合い、お互いに切磋琢磨しながら、学びを深めているのも、この事業の特徴である。

また、この事業の特徴のひとつである、事前研修については、大変充実したものを実施した。プレゼンテーション能力の向上、語学力アップはもとより、英語で茶道を学ぶなど、日本や京都の文化への理解を深め、世界に紹介できる力を身につける観点もふまえた、単なる語学研修に留まらない内容であった。事前学習での学びを今週末からの海外研修で発揮して欲しい。

さらに、先日7月17日には参加生徒による教育長表敬訪問を実施し、生徒たちは市立高校の代表として米国で学ぶという決意を新たにした。その様子は新聞にも取り上げられた。また帰国後も教育長報告会も実施予定である。

この事業のメインイベントとなる海外研修では、16日間、米国シアトル市の大学で、世界中の留学生とともに、語学研修の受講、プレゼンテーションの力を磨く研修内容となっている。また、現地高校生と共に文化施設の訪問や、宿泊する寮で日本を紹介するプログラムなどを通し、語学力を高めるだけでなく、ツールとしての英語力を身につける。

また、事後研修では研修参加者は、研修で学んだ事を他の市立高校生にも伝える機会(報告会)を持ち、これからの市立高校を牽引するリーダーとしての役割を担ってもらう。今後も、学校現場はもとより、関係者からの意見も頂きながら、「国際文化観光都市・京都を支える人材」、「世界的視野を持ち国際社会で活躍する人材」育成に向け、取り組んでいく。

(委員からの主な意見)

○本研修以外に各校の海外研修などで、どの程度確保されているのか。

○20名の定員に対し3倍近くの応募があった。グローバルリーダーを志す目的意識の高い生徒が集まっており、感心している。

○引率の体制は万全か。

○市立高校は9校しかない分、きめ細な対応ができる。各校で学ぶ生徒たちがお互い切磋琢磨するという市立高校ならではのプログラムである。

○英語以外の言語の検討や，研修先を工夫するなど，今後も広がりを持たせて欲しい。

(事務局)

○日吉・紫野など英語系の学科での語学研修はもとより，普通科系専門学科を中心に，海外で学科の専門性を高めるための研修を各校単位でしっかり実施している。

○学校現場から力量の高い英語科教員 2 名に引率をお願いし，現地でのサポート体制も含めて万全である。

○高校生という多感な時期にこそ，海外で貴重な経験をして欲しい。大学進学などその後のキャリア形成のためにも絶好の機会である。

○帰国後に改めて報告会を行う予定であり，22名の成長に大いに期待している。

(4) 閉会

13時00分，委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長